

委託説明書（新庁舎整備設計）

※ 本事業では、委託説明会は行いません。

1. 一般事項

- 管理技術者および担当技術者（建築）の資格は、一級建築士とすること。
- 担当技術者（機械・電気）の資格は、以下のいずれかとすること。
 - ・ 建築設備士
 - ・ 技術士（ただし、該当する部門）
 - ・ 1級または2級管工事施工管理技士（機械のみ）
 - ・ 1級または2級電気工事施工管理技士（電気のみ）
 - ・ 設備設計一級建築士、一級建築士または二級建築士
 - ・ 空気調和衛生工学会設備士（機械のみ）
 - ・ 第1種、第2種または第3種電気主任技術者（電気のみ）
 - ・ 学校・学科種別ごとに必要な下表に定める実務経験年数を持つ者

| 学校種別 | 指定学科（※） | 指定学科以外 |
|-------------|---------|----------|
| 大学 | 3年以上 | 4年6か月以上 |
| 短期大学，高等専門学校 | 5年以上 | 7年6か月以上 |
| 高等学校 | 9年以上 | 10年6か月以上 |
| その他 | 14年以上 | |

※ 指定学科は、施工技術検定規則第2条の「電気工事施工管理」又は「管工事施工管理」による）

- 受注者は、設計の工程毎もしくは段階毎に協議又は報告を文書にて行い、議事録としてまとめてその都度提出すること。（疑義を生じた場合も同様とする。）
- 設計業務に際しては必ず現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置（安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等）、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、報告書を提出すること。
- 現場調査箇所は写真を撮影し、打合せ時に報告書として提出すること。
- 仕様、材料については、事前に監督員と協議を行うこと。特に品質の確保に努めること。また、シックハウス対策に配慮した材料・仕様を選定し、設計を行うこと。
- 設計はCADによる作図とし、設計書に基づき図面データを印刷したもの、及び図面データ（CADのオリジナルデータ、SXF(sfc)形式データ及びPDFデータ）を保存したCD-R等を提出すること。
- 管理技術者は設計業務の完了検査に必ず立ち会い、検査員への説明や質問への対応を行うこと。

2. 設計（計画通知等を含む）

- 設計にあたっては、関連する本市関係部署と必要な協議を行うこと。特に、総合設計制度を活用することから、密に監督員及び市民局総務部区庁舎担当の担当者と密に連

携し、住宅都市局との協議を進めること。

- 添付資料 I -06 に記載された下水道管に関しては、設計段階で施設管理者（道路下水道局）と協議を行い、結果を監督員に報告すること。
- 当該敷地における建築物等に関する規制等を確認の上で許可申請等の有無を判断し、許可申請等が必要な場合は申請用関係書類の作成は受注者において行うこと。
- 関係法令に伴う許可申請等の手数料は市が負担するが、設計図書の不備等事業者の責による再申請等が必要となった場合の手数料については、受注者負担とする。
- 建築物省エネ法に係る計画図書の作成及び所管行政庁への手続きを行い、省エネ適合判定通知書の交付を受けること。

3. 積算・内訳書

- 設計図面相互間、及び設計図と内訳明細書間の記載、又は数量等の食違いがないように充分精査すること。
- 積算業務については、「建築数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会制定）、「公共建築工事積算基準の解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「積算の手引き」（福岡市財政局技術監理部技術監理課）により作成すること。

委託説明書（現庁舎解体設計）

※ 本事業では、委託説明会は行いません。

1. 一般事項

- 管理技術者および担当技術者（建築）の資格は、一級建築士とすること。
- 受注者は、設計の工程毎もしくは段階毎に協議又は報告を文書にて行い、議事録としてまとめてその都度提出すること。（疑義を生じた場合も同様とする。）
- 設計業務に際しては必ず現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置（安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等）、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、報告書を提出すること。
- 現場調査箇所は写真を撮影し、打合せ時に報告書として提出すること。
- 管理技術者は設計業務の完了検査に必ず立ち会い、検査員への説明や質問への対応を行うこと。

2. 設計・積算等

- 設計にあたっては、関連する本市関係部署と必要な協議を行うこと。
- アスベスト含有材については、適切に処理するように設計すること。
- 添付資料Ⅲ-03に記載された PCB 含有機器については、令和4年6月までに市が処理する。
- 設計図面相互間、及び設計図と内訳明細書間の記載、又は数量等の食違いがないように充分精査すること。
- 積算業務については、「建築数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会制定）、「公共建築工事積算基準の解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「積算の手引き」（福岡市財政局技術監理部技術監理課）により作成すること。

委託説明書（新庁舎整備工事監督）

※ 本事業では、委託説明会は行いません。

1. 一般事項

- 監督業務は、「福岡市建築工事委託監督の手引き」に基づき行うこと。
- 施工者との提出書類等については、工事監督業務遂行責任者及び担当技術者（以下、「委託監督員等」という。）が内容を十分確認し、速やかに市監督員に提出すること。
- 工事が工期内に必ず完了するように、委託監督員等は施工者と事前に充分協議、検討のうえ必要な措置を講じること。
- 委託監督員等は、工事着工前に必ず施工者と現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置（安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等）、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、施工者を指導すること。
- 委託監督員等は、施工者から提出された施工計画書(工事工程表, 安全計画書を含む。)について精査した後、施工者に工事着手させること。
- 協議、指示については、指定の様式により議事録を作成すること。
- 建設業法に基づく「施工体制台帳」の確認を行い、不備等があれば、施工者に修正させること。
- 色の選定等については、見本2案以上を作成させ、市監督員に確認の上決定すること。
- 検査や試験等の立会状況がわかるよう工事写真を撮影させること。
- 機器の承諾時や製作完了後の必要な試験のうち、現地での確認が困難な場合で市監督員が指示する機器については、委託監督員等は工場にて確認を行うこと。
- 施工図、施工要領、施工報告等について速やかに確認して承認し、市監督員に提出すること。
- 現場で事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、直ちに市監督員へ報告するとともに現地確認を行い、適切な処置を図ること。
- 工事に伴う近隣よりの苦情等には施工者とともに真摯に対応し、直ちに市監督員に報告すること。
- 監督日報及び月報は遅滞なく市監督員へ提出すること。なお、日報は、現場作業等がない場合でも作成すること。（内容として「作業なし」等で可。）

委託説明書（現庁舎解体工事監督）

※ 本事業では、委託説明会は行いません。

1. 一般事項

- 監督業務は、「福岡市建築工事委託監督の手引き」に基づき行うこと。
- 施工者との提出書類等については、工事監督業務遂行責任者及び担当技術者（以下、「委託監督員等」という。）が内容を十分確認し、速やかに市監督員に提出すること。
- 工事が工期内に必ず完了するように、委託監督員等は施工者と事前に充分協議、検討のうえ必要な措置を講じること。
- 委託監督員等は、工事着工前に必ず施工者と現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置（安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等）、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、施工者を指導すること。
- 委託監督員等は、施工者から提出された施工計画書(工事工程表, 安全計画書を含む。)について精査した後、施工者に工事着手させること。
- 協議、指示については、指定の様式により議事録を作成すること。
- 建設業法に基づく「施工体制台帳」の確認を行い、不備等があれば、施工者に修正させること。
- 検査や試験等の立会状況がわかるよう工事写真を撮影させること。
- 機器の承諾時や製作完了後の必要な試験のうち、現地での確認が困難な場合で市監督員が指示する機器については、委託監督員等は工場にて確認を行うこと。
- 施工図、施工要領、施工報告等について速やかに確認して承認し、市監督員に提出すること。
- 現場で事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、直ちに市監督員へ報告するとともに現地確認を行い、適切な処置を図ること。
- 工事に伴う近隣よりの苦情等には施工者とともに真摯に対応し、直ちに市監督員に報告すること。
- 監督日報及び月報は遅滞なく市監督員へ提出すること。なお、日報は、現場作業等がない場合でも作成すること。(内容として「作業なし」等で可。)

現場説明書（新庁舎整備工事）

※ 本事業では、現場説明会は行いません。

1. 近隣への配慮等

- 近隣施設・近隣住民等に対し、あらかじめ工事に係る説明を行うこと。また、工事に係る意見等があった場合は誠実に対応し、結果を監督員に報告すること。
- 工事により、他者（建物や道路等を含む）に損害（騒音、粉じん等による損害を含む）を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、賠償等については請負業者において措置すること。また、措置の経過及び結果を監督員に報告すること。
- 周辺建物や井戸水等に係る工事に起因する恐れのある損害に対するため、必要な事前調査を行い、記録・保管すること。
- 作業時間は、原則として日曜日を除く午前8時から午後5時までとし、特に騒音・振動を伴う作業は近隣を考慮した時間帯とすること。ただし、上記時間帯以外にやむを得ない工事を行う場合は監督員と協議し、事前に近隣に周知したうえで行うこと。
- 近隣住民等向けの週間作業予定看板等を設置すること。
- 騒音防止のため、外部足場に設ける養生シートは防音性能を持つものとする。

2. 安全対策等

- 近隣に公共施設やホテル、大規模商業施設が立地していること等を踏まえ、通行人等に危険を及ぼさないように、必要な安全対策を講じること。なお、施工計画書にこれらの安全計画書を含むこと。
- 仮囲いは3m以上の万能鋼板とし、範囲は監督員と協議すること。また、近隣に公共施設やホテル、大規模商業施設が立地していること等を踏まえ、通行人等に危険を及ぼさないように、必要な設備等（出入庫時の音声付パトランプ等の設置、交差点部などにおける見通しが可能な透明仮囲いやカーブミラー等の設置、夜間における人感センサーライトやチューブライトの設置、出入り口における一時停止ラインや信号機の設置など）を設けること。
- 工事の準備期間・検査期間・休止期間等の実質稼働していない期間を除き、常時2名以上の交通安全誘導員を配置すること。
- 施工中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省）」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。
- 施工中の安全対策のための設備（AEDや風速計など）を設けること
- 足場における事故防止のための措置（例：設置解体における大組・大払工法の採用、階段段鼻への蛍光テープの設置、足元灯の設置など）を行うこと。また、強風時等における倒壊事故等の防止措置を図ること。
- 高所作業の施工範囲の地上部分においても落下事故防止のため安全措置を確実に講ずること。

- 「職場における熱中症予防対策マニュアル（厚生労働省）」等を参照に、熱中症等の予防のための作業環境（例：現場詰所へのエアコン，冷水機，製氷機の設置など）を整えること。

3. 施工における留意点

- 関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠りなく許可，届出及び手続き等を行うこと。
- 仮設計画書は，工事着手前に事前に十分に監督員と協議して作成，提出し，承認を受けること。
- 下請契約を締結した場合は，その金額にかかわらずその都度施工体制台帳を作成し，工事現場に備えるとともに，その写しを監督員に提出すること。
- 国土交通省令に従って施工体系図を作成し，工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに，施工体制台帳に添付すること。
- 工事施工においては，低騒音型建設機械を使用すること。なお，使用する機械については施工計画書に記載するとともに，「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出すること。（機種及び規格は，低騒音型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日建設省告示第1536号）による。）
- 建設機械は，国土交通省が指定する「排出ガス対策型（2次基準）」以上の性能を満たした機械を使用すること。なお，使用する機械については施工計画書に記載するとともに，施工計画書での記載及び工事写真の提出をすること。
- 不法無線局を設置した車両等は，工事現場に出入りさせないこと。
- 次の工事に着手する前に，監督員の指定する技能士届に資格を証明する資料を添付の上，監督員に提出し承諾を得ること。

1級とび技能士（仮設工事），1級鉄筋施工技能士（鉄筋工事），1級型枠施工技能士（コンクリート工事），1級コンクリート圧送施工技能士（コンクリート工事），1級防水施工技能士（防水工事），1級タイル張り技能士（タイル工事），1級建築大工技能士（木工事），1級建築板金技能士（屋根及びとい工事），1級左官技能士（左官工事），1級サッシ施工技能士（建具工事），1級ガラス施工技能士（建具工事），1級塗装技能士（塗装工事），1級内装仕上げ施工技能士（内装工事）
[但し，該当しない工事については除く。]

- 室内空気汚染物質測定については，次の通りとすること。

- 「福岡市化学物質の室内空気中の濃度測定要領」により，完成検査前に測定を行うこと（該当箇所や位置は監督員と協議）。
- 基準値を超えた場合は，請負業者の責において原因調査及び対策（換気，消臭マット等）を行い，基準値に収まるまで再度測定を行うこと。
- 測定器具及び分析費用は請負業者負担とする。

- 請負者は，公募時の技術提案内容を除き，工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目，または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事

項について、工事完了時まで提出することができる。

- 担保期間終了時には瑕疵について自主点検を行い、自主点検報告書を速やかに施設建設課長、設備課長に提出すること。

4. 建設リサイクル法及び廃棄物等

- 本工事は建設リサイクル法対象工事であるため、工事着工前に適切な手続き等を行うこと。また、完了後速やかに再資源化報告書を提出すること。
- 工事において発生するコンクリート、アスファルト及び木材等は、認定再資源化施設（中間処理施設）へ適切に搬出すること。
- 残土処分が構外指定処理の場合の処分先は、別紙1の記載の処分場のいずれかとする。

5. 建設業退職金共済

- 建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、必要な対応を行うこと。
- 業務着手後1ヶ月以内に、報告書と掛金収納書を提出すること。
- 業務完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。
- 証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、必要枚数を購入すること。ただし、対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考に購入すること。

6. その他

- 本工事では、必要に応じて単品スライド（減額）を行う場合がある。なお、その際は部分払いを行う資材についても対象となる。
- 本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象となる可能性がある。なお、対象工事となった場合には、調査票を監督員から配布する。
- 設計・施工一括契約書第97条第2項から第7項に規定するスライド条項の運用については、下記福岡市ホームページを参照すること。なお、同ページにおける「建設工事請負契約書第25条第1項から第6項」は、「設計・施工一括契約書第97条第2項から第7項」と読み替える。

建設工事請負契約書第25条（スライド条項）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/koukyoukouji/suraidoj.html>

7. その他、特に注意すること

- 市で実施する埋蔵文化財調査は令和2年3月中旬までに完了するため、新庁舎の整備対象地での工事着手は令和2年4月から着手することができる。
- 令和2年5月1日から5月5日までは、藤田公園の一部を「博多どんたく港祭り」の博多区演舞台を設置する予定としている（準備期間等を含む）。範囲等については、博多区担当者と協議すること。

現場説明書（現庁舎解体工事）

※ 本事業では、現場説明会は行いません。

1. 近隣への配慮等

- 近隣施設・近隣住民等に対し、あらかじめ工事に係る説明を行うこと。また、工事に係る意見等があった場合は誠実に対応し、結果を監督員に報告すること。
- 工事により、他者（建物や道路等を含む）に損害（騒音、粉じん等による損害を含む）を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、賠償等については請負業者において措置すること。また、措置の経過及び結果を監督員に報告すること。
- 周辺建物や井戸水等に係る工事に起因する恐れのある損害に対するため、必要な事前調査を行い、記録・保管すること。
- 作業時間は、原則として日曜日を除く午前8時から午後5時までとし、特に騒音・振動を伴う作業は近隣を考慮した時間帯とすること。ただし、上記時間帯以外にやむを得ない工事を行う場合は監督員と協議し、事前に近隣に周知したうえで行うこと。
- 近隣住民等向けの週間作業予定看板等を設置すること。
- 騒音防止のため、外部足場に設ける養生シートは防音性能を持つものとする。

2. 安全対策等

- 近隣に公共施設やホテル、大規模商業施設が立地していること等を踏まえ、通行人等に危険を及ぼさないように、必要な安全対策を講じること。なお、施工計画書にこれらの安全計画書を含むこと。
- 仮囲いは3m以上の万能鋼板とし、範囲は監督員と協議すること。また、近隣に公共施設やホテル、大規模商業施設が立地していること等を踏まえ、通行人等に危険を及ぼさないように、必要な設備等（出入庫時の音声付パトランプ等の設置、交差点部などにおける見通しが可能な透明仮囲いやカーブミラー等の設置、夜間における人感センサーライトやチューブライトの設置、出入り口における一時停止ラインや信号機の設置など）を設けること。
- 工事の準備期間・検査期間・休止期間等の実質稼働していない期間を除き、常時1名以上の交通安全誘導員を配置すること。
- 施工中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。
- 施工中の安全対策のための設備（AEDや風速計など）を設けること
- 足場における事故防止のための措置（例：設置解体における大組・大払工法の採用、階段段鼻への蛍光テープの設置、足元灯の設置など）を行うこと。また、強風時等における倒壊事故等の防止措置を図ること。
- 高所作業の施工範囲の地上部分においても落下事故防止のため安全措置を確実に講ずること。

- 「職場における熱中症予防対策マニュアル（厚生労働省）」等を参照に、熱中症等の予防のための作業環境（例：現場詰所へのエアコン，冷水機，製氷機の設置など）を整えること。

3. 施工における留意点

- 関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠りなく許可，届出及び手続き等を行うこと。
- 仮設計画書は，工事着手前に事前に十分に監督員と協議して作成，提出し，承認を受けること。
- 下請契約を締結した場合は，その金額にかかわらずその都度施工体制台帳を作成し，工事現場に備えるとともに，その写しを監督員に提出すること。
- 国土交通省令に従って施工体系図を作成し，工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに，施工体制台帳に添付すること。
- 工事施工においては，低騒音型建設機械を使用すること。なお，使用する機械については施工計画書に記載するとともに，「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出すること。（機種及び規格は，低騒音型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日建設省告示第1536号）による。）
- 建設機械は，国土交通省が指定する「排出ガス対策型（2次基準）」以上の性能を満たした機械を使用すること。なお，使用する機械については施工計画書に記載するとともに，施工計画書での記載及び工事写真の提出をすること。
- 不法無線局を設置した車両等は，工事現場に出入りさせないこと。
- 次の工事に着手する前に，監督員の指定する技能士届に資格を証明する資料を添付の上，監督員に提出し承諾を得ること。

1級とび技能士（仮設工事），1級鉄筋施工技能士（鉄筋工事），1級型枠施工技能士（コンクリート工事），1級コンクリート圧送施工技能士（コンクリート工事），1級防水施工技能士（防水工事），1級タイル張り技能士（タイル工事），1級建築大工技能士（木工事），1級建築板金技能士（屋根及びとい工事），1級左官技能士（左官工事），1級サッシ施工技能士（建具工事），1級ガラス施工技能士（建具工事），1級塗装技能士（塗装工事），1級内装仕上げ施工技能士（内装工事）
[但し，該当しない工事については除く。]

- 請負者は，公募時の技術提案内容を除き，工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目，または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について，工事完了時まで提出することができる。

4. 建設リサイクル法及び廃棄物等

- 本工事は建設リサイクル法対象工事であるため，工事着工前に適切な手続き等を行うこと。また，完了後速やかに再資源化報告書を提出すること。
- 工事において発生するコンクリート，アスファルト及び木材等は，認定再資源化施設（中間処理施設）へ適切に搬出すること。

- 残土処分が構外指定処理の場合の処分先は、別紙 1 の記載の処分場のいずれかとする。
- アスベスト含有建材については、石綿障害予防規則など関係法令を遵守の上、「福岡市アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書(最新版)」に則り、除去、収集運搬、処分等を行うこと。(事前に施工計画書を提出し、監督員の承認後、施工すること。)
- 添付資料Ⅲ-03 に記載された PCB 含有機器については、令和 4 年 6 月までに市が処理する。

5. 建設業退職金共済

- 建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、必要な対応を行うこと。
- 業務着手後 1 ヶ月以内に、報告書と掛金収納書を提出すること。
- 業務完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。
- 証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、必要枚数を購入すること。ただし、対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考に購入すること。

6. その他

- 本工事では、必要に応じて単品スライド(減額)を行う場合がある。なお、その際は部分払いを行う資材についても対象となる。
- 本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象となる可能性がある。なお、対象工事となった場合には、調査票を監督員から配布する。
- 設計・施工一括契約書第 97 条第 2 項から第 7 項に規定するスライド条項の運用については、下記福岡市ホームページを参照すること。なお、同ページにおける「建設工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 6 項」は、「設計・施工一括契約書第 97 条第 2 項から第 7 項」と読み替える。

建設工事請負契約書第 25 条(スライド条項)

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/koukyoukouji/suraidoj.html>

処分場全体位置図

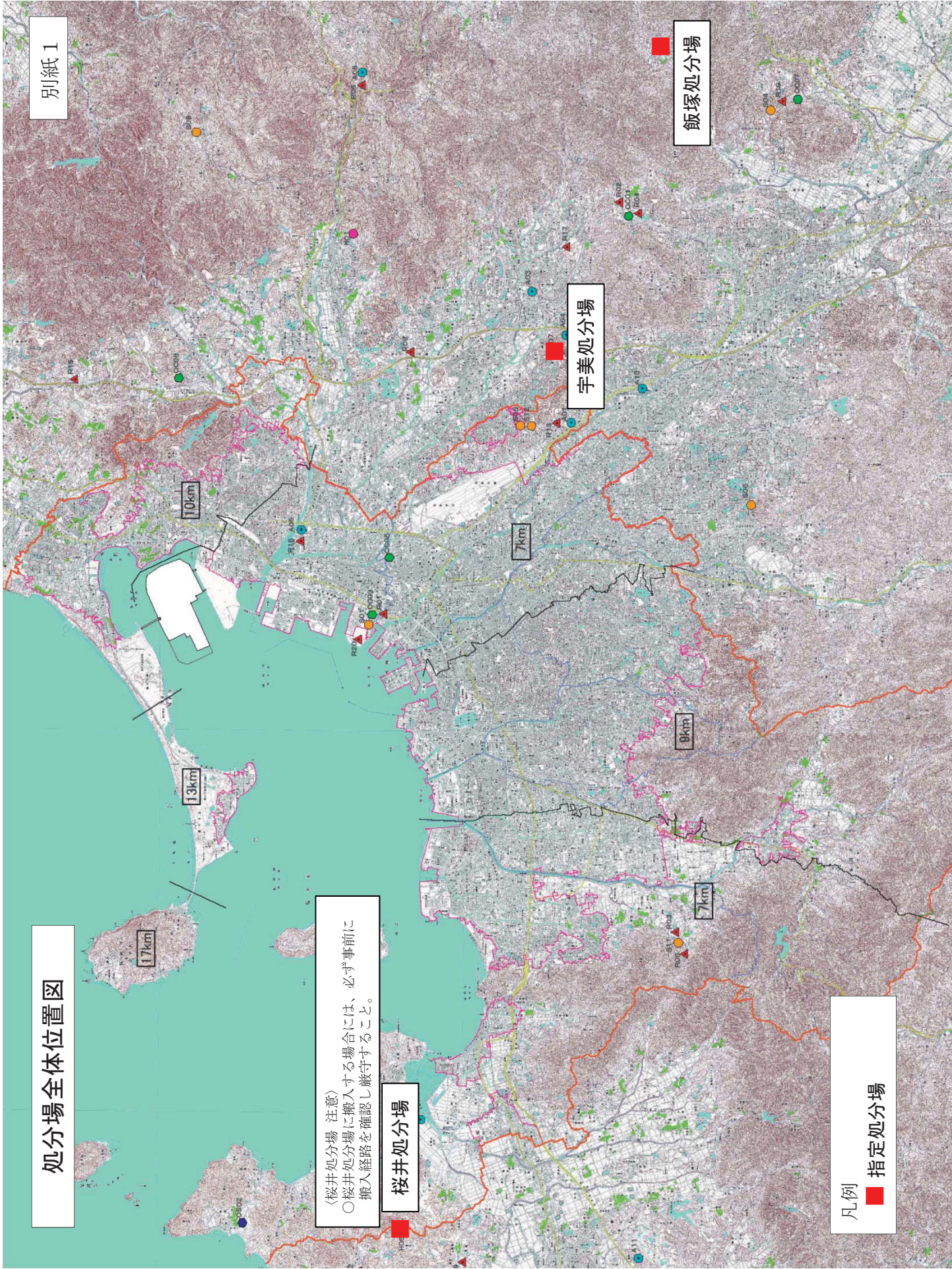
(桜井処分場 注意)
○ 桜井処分場に搬入する場合には、必ず事前に搬入経路を確認し厳守すること。

桜井処分場

宇美処分場

飯塚処分場

凡例
■ 指定処分場



※本工事は「現場説明会」を行いません。

※現場説明書を熟読のうえ、質疑がある場合のみ、受付期間内に質疑書を提出してください。

| 現場説明書 | | 課長 | 係長 | 係員 |
|--------------------|---|----|----|----|
| | | | | |
| 【一般説明事項】 | | | | |
| ①工事名称 | 博多区新庁舎整備等事業（公園整備工事） | | | |
| ②工事場所 | 公募要項による | | | |
| ③工期 | 公募要項による | | | |
| ④工事概要 | 公募要項及び仕様書による | | | |
| ⑤作業時間帯 | <p style="text-align: center;">(昼間工事)</p> ・夜間工事 騒音振動を伴う作業については、近隣を考慮した時間帯とする。 ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、監督職員と協議すること。 | | | |
| ⑥関連工事 | ・関連工事（なし・ <u>あり</u> ） ○下水道施設改修工事（令和2年1～3月） ○立体駐車場の建替え工事（令和5年4月～令和6年3月） | | | |
| ⑦近隣関係 | ・工事中は、付近住民及び通行する歩行者又は車両等に対して危険のないよう十分注意し施工すること。なお、必要に応じて通常の安全対策とは別に、監督職員が指示する安全対策を講じること。 ・工事により、付近住民や家屋及び通行する歩行者又は、車両等に損害を与えた場合は、受注者にて善処し、経過及び結果を監督職員に報告すること。 | | | |
| ⑧環境・安全対策 | ・受注者は、資材運搬経路や施工現場において、騒音、振動、粉塵、汚濁等、環境保全に細心の注意を払い実施すること。 ・工事中は、付近住民及び通行する歩行者又は車両等に対して危険のないよう十分注意し施工すること。なお、必要に応じて通常の安全対策とは別に、監督職員が指示する安全対策を講じること。 ・交通誘導員の配置（なし・ <u>あり</u> ） ・環境対策及び工事区域の安全対策については、市監督員と協議を行い、施工計画書に明示すること。 | | | |
| ⑨建設リサイクル法 | ・対象の別（ <u>なる</u> ・ならない） ・契約金額が500万以上の場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、契約書別紙の事項を記載すること。 | | | |
| ⑩残土・廃棄物処分 | ・残土処分場について（指定・ <u>自由</u> ・なし） ・産廃（コンクリート殻）（なし・ <u>あり</u> ）— <u>中間</u> ・最終処理 ・産廃（アスファルト殻）（なし・ <u>あり</u> ）— <u>中間</u> ・最終処理 ・工事により発生するコンクリート・アスファルト及び木材等は、再資源施設へ搬出し、リサイクル化に努めること。 | | | |
| ⑪施工 | ・工事への早期着手・早期完了に努めること。 ・施工に先立ち設計図書に基づき「施工計画書」を契約締結の翌日より30日以内に提出し、監督員の承諾を得るものとする。 ・工事を施工するために下請契約を締結した場合、施工体制台帳の作成及び施工の分担関係を表示した施工体系図を掲示するとともに、監督職員へ提出すること。 ・不法無線局を設置した車両等は、工事現場に出入りさせないこと。 ・廃材や残土の搬出及び工事用資材の搬出入においては、過積載しないこと。 | | | |
| ⑫電子納品 | ・対象の別（ <u>なる</u> ・ならない） | | | |
| ⑬建退共 （建設業退職金共済） | ・建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、諸手続を行うこと。 工事着手後1ヶ月以内に報告書と掛金収納書を提出し、完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。なお、証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い必要枚数を購入すること。 対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考に購入すること。 | | | |

※この現場説明書は契約書に添付しないこと。

| | |
|------------------------|--|
| ⑭工事实績情報の登録 (CORINS) | <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額500万円以上の工事は、「登録のための確認のお願い」により、監督職員の確認を受けた後に該当工事に関するデータを(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 500万円以上の工事：着手時、竣工時、途中変更時、訂正時の登録 |
| ⑮質 疑 応 答 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募要項による |
| ⑯そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記に記載しない事項は、公募要項・仕様書等を充分留意のうえ施工を行うこと。 ・関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠りなく許可、届出及び手続き等を行うこと。 |

【特別に説明を要する事項】

- ・本工事は、ICT活用工事(土工)の「受注者希望型」の対象工事である
詳細については、ICT活用工事(土工)実施要領(案)等によるものとする。
- ・本工事は、週休2日工事の対象工事である。
- ・設計・施工一括契約書の第97条のスライド条項(第1項は除く)は、市ホームページの「公共工事の技術情報」>「建設工事請負契約書第25条(スライド条項)の運用について」(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/koukyoukouji/suraidoj.html>)に準じる。
ただし、上記ホームページの建設工事請負契約書第25条第1項から第6項は設計・施工一括契約書第97条第2項から第7項と読み替える。
- ・現位置での保全や藤田公園内で移設等して残すこととしている樹木やモニュメント等については、「添付資料IV-02 保全・移植樹木現況配置図」及び「添付資料IV-04 再利用モニュメント等一覧及び現況配置図」を参照すること。
- ・工事期間中、市道御供所井尻3号線と市道博多駅前38号線の間を歩行者が安全に通り抜けられる動線(幅員は3m以上)を可能な限り確保すること。
- ・整備対象地の南側の敷地(地番：博多駅前二丁目172, 173-1, 173-2)の外構(敷地内通路)からの動線を確保して整備を行うこと。
- ・新藤田公園の北側区画のうち現庁舎跡地部分については、現駐車場の現地建替えに際して仮設駐車場を設置する。現駐車場の建替え完了後に市が更地にして事業者へ引渡す。その後、事業者が新藤田公園の北側区画を施工すること。
- ・市が指定する移設物件や移植樹木については、新藤田公園の北側区画(現庁舎敷地は除く)内には仮置き等を行い、保全すること。仮置き等の周囲には、安全上支障の無いように仮囲いをするとともに、周囲の景観に配慮すること。
- ・下水道施設内部に入る場合があるため、入口となる施設上部には物を置かないこと。

※この現場説明書は契約書に添付しないこと。